堺市施設予約システムの利用に関する仕様書

（利用施設）

１　利用施設は、堺市民芸術文化ホールとする。

（目的）

２　この仕様書は、１に規定する施設の管理運営を行う指定管理者の堺市施設予約システム（以下「システム」という。詳細は別紙１のとおり。）の利用に関すること及びシステムの利用に伴う個人情報の取扱いについて定める。これによりシステムを適正に管理し、効率的に運用することを目的とする。

（利用システム等）

３　利用するシステムの対象は次のとおりとする。

（１）施設予約システムＡＳＰ（アプリケーションサービスプロバイダ）サービス

（２）システム専用の通信回線

（３）システム専用機器

３－２　システム専用機器として、次の機器（以下、「パソコン等」という。）を貸与する。貸与リストは別紙２のとおりとし、機種を変更する場合はその都度変更履歴を別紙２に追記するものとする。

（１）ノートパソコン（ＯＳ及びウイルス対策ソフト等を含む。）　３台

（２）プリンタ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ２台

（３）通信機器（ルータ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １台

（費用負担）

４　システム使用に係る費用のうち、次の費用については指定管理者の負担とする。

（１）印刷用紙及びプリンタトナー等の消耗品費

（２）パソコン等の使用に必要な電気料金

（３）システム運用開始後の指定管理者側の都合によるシステム設定追加・変更費用

（４）パソコン等の故障等の原因が指定管理者の責に帰す場合の修繕料、再設定料等

（５）指定管理者の重大な過失によりパソコン等が盗難又は紛失した場合の原状復帰に係る費用又は賠償費用

（６）堺市が配置するパソコン等以外にシステム用として機器等を増設する場合、その機器等に係る一切の費用（調達費用のほか、その機器等の使用に必要なＯＳやウイルス対策ソフトのライセンス費用、設定費用、修繕料、電気料金、盗難又は紛失した場合の原状復帰に係る費用等を含む。）

４－２　前項各号の元となる契約及び支払いについて、第１号にあっては指定管理者が直接行い、第２号にあっては施設の保守管理に必要な光熱水費と同じとし、第３号、第４号、第５号、第６号にあっては堺市に相談の上で行うものとする。

（個人情報の取扱い）

５　システムの利用に伴う個人情報の取扱いにおいて、次の各号を遵守すること。

（１）個人情報の保護に関する規定及び、システムの情報セキュリティ実施手順の趣旨に沿った規定を定め、遵守すること。

（２）個人情報の流出又は漏えい等の情報セキュリティ事故が発生した場合は、速やかに堺市（７に定める窓口）へ報告すること。堺市は、指定管理者から報告を受けた場合、速やかに状況を確認し対応すること。

（３）その他システム利用に係る個人情報の保護及び情報セキュリティ対策について、堺市の指示に従うこと。

（システムの利用）

６　システムの利用において、次の各号を遵守しなければならない。

（１）システムに係る運用及び利用並びに使用申請についての規定の趣旨に沿った規定を定め、システムを利用すること。

（２）パソコン等の取扱いについては、堺市の指示に従い、善良なる管理者の注意を持って使用し、保管すること。

（３）システム又はパソコン等の障害発生時は速やかに堺市の窓口へ報告すること。堺市は、指定管理者から報告を受けた場合、速やかに状況を確認し対応すること。

６－２　システムの利用が不可能な場合のリスクは、指定管理者が負担すること。

（堺市の窓口）

７　この仕様書に関する堺市の窓口は、情報化推進課とする。

（補則）

８　この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて堺市と指定管理者が双方協議の上で決定する。

別紙１

堺市施設予約システムとは

堺市施設予約システムは、文化施設等の利用関係の調整等管理運営に係る事務について電子計算機を利用して処理する体系をいい、堺市がＡＳＰ（アプリケーションサービスプロバイダ）事業者と契約して提供する施設予約システムＡＳＰサービス及びシステム専用のインターネット回線、システム専用のパソコン等で構成するシステムである。ＡＳＰ事業者はＮＥＣで、ＣＵＬＴＯＳ－Ｖという製品をＡＳＰサービスとして提供しているものを利用している。

（機能）

１　市民等の利用者向けサービスを提供する機能

インターネットから文化施設等の空き状況確認や仮予約を行うことができる。

２　業務処理を行う機能

システム専用のパソコンから予約台帳の管理、許可書等の帳票出力、統計処理などの貸館業務の処理を行うことができる。

（システムを利用できる時間）

年末年始を除く毎日５時から２４時まで。ただし、システム保守などのために一時的にサービスを停止することがある。

（その他）

施設予約システムＡＳＰサービスの一環として、業務処理を行う職員向けに操作方法などを案内するヘルプデスクを用意している。

別紙２（貸与リスト）

ノートパソコン（ＯＳ及びウイルス対策ソフト等を含む。）

平成３０年９月１日～平成３５年８月３１日

３台　富士通製　ＦＭＶＡ２６００７（堺市のリース契約品）

プリンタ

平成３０年９月１日～平成３５年８月３１日

１台　富士通製　型名ＸＬ－９３８１（堺市のリース契約品）

通信機器（ルータ）

平成３０年９月１日～平成３５年８月３１日

１台　富士通製　ＳＩＧ１００ＢＶ４（堺市のリース契約品）